

議第102号

高島市老人福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

高島市老人福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正
する条例

高島市老人福祉センターの設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第348号）の一部を次のように改正する。

第2条の表マキノ老人福祉センターの項を削り、同表今津老人福祉センターの項中「（今津町総合福祉センター内）」を「（今津総合福祉センター内）」に改める。

第10条第1項中「、安曇川老人福祉センターの管理に関する業務のうち」を削り、同条第2項中「第9条第1項」を「前条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。